

部落会, 町内会と教化常会 —国民精神総動員運動開始以前の動向 その2—

山本 悠三

(平成21年9月30日受理)

The Circle of Towns, Villages and The General Meeting —part 2—

YAMAMOTO, Yuzo

(Received on September 30, 2009)

キーワード：部落会, 町内会, 教化常会

Key words : Circle of Towns, Circle of villages, General Meeting

<目次>

第1部 国民精神総動員運動開始以前の動向

はじめに

1 国民更生運動と教化常会

1 中央教化団体連合会と教化網

2 国民更生運動の開始

3 杉山と教化常会

4 指定教化町村と教化常会 (以上前号)

2 選挙粛正運動と教化常会 (以下本号)

1 部落懇談会の開催

2 選挙粛正運動開始前の指定教化町村

3 府県会議員選挙と指定教化町村

4 第2次選挙粛正運動と部落懇談会

3 部落会, 町内会の組織化 (以下次号)

1 部落会の容認

2 『都市教化留意要項』にみる町内会の位置

3 町内会の先例

おわりに

第2部 国民精神総動員運動開始後の展開 (以下別紙)

はじめに

1 国民精神総動員運動の展開

1 国民精神総動員運動の開始

2 中央教化団体連合会の対応

3 「国民精神総動員実践網要綱」の発表

4 「国民精神総動員実践網要綱」の作成経緯

2 「農村自治制度改正要綱」の提出

1 選挙粛正運動から自治振興運動へ

2 「農村自治制度改正要綱」の趣旨

3 部落の容認問題

3 教化 (部落) 常会と「部落会町内会等整備要領」

1 教化 (部落) 常会の組織化

2 『常会』の創刊

3 「部落会町内会等整備要領」とその経緯

おわりに

第1部 国民精神総動員運動開始以前の動向

2 選挙粛正運動と教化常会

1 部落懇談会の開催

国民更生運動下の指定教化町村にあって教化常会の役割や機能が模索されていた頃、選挙粛正運動が始動していた。選挙粛正運動とはそれまでの前史を持ちつつも⁽¹⁾、昭和10 (1935) 年9月、10月に2府37県で実施された府県会議員選挙、翌11 (1936) 年2月の衆議院議員選挙に対する運動に限定されるものである (前者を第1次選挙粛正運動、後者を第2次選挙粛正運動と称する)。この運動が開始されると連合会も対応を迫られていくことになるが、前章で述べた指定教化町村の動向も視野に入れながらみていくことにしたい⁽²⁾。

そこでまず内閣の方針や各府県の選挙粛正運動への対応を明らかにしていきたい。岡田啓介内閣 (昭和9年7月成立) の内相後藤文夫は昭和10年5月4日の内相訓示で「選挙界粛正の途は……官民一致協力の下に全国民の一大覚醒を実現」することにあるため「政府は本年度より道府県の選挙粛正委員会を設け選挙粛正に関する国民的運動の源泉たらしめんとせり」と述べていたが、道府県の選挙粛正委員会令はその直後の5月8日に発布されることになる。後藤はその後続いて「市町村長、区長、各種団体の幹部其の

他当該市町村に於ける多数有力者の参会」による市町村懇談会を設置して「其の熱意を喚起」し「具体的方法の協議談合等を尽くさしめ」とともに、「協議談合等」をさらに「部落懇談会に移し」て「成るべく総ての選挙人を会同せしめ其の実行すべき細目の決定及励行方法等」を「詳細協議申合を為さしむる」と述べられていた⁽³⁾。

そこでは「協議談合等」の単位を市町村懇談会よりもさらに下の部落懇談会で「詳細協議申合」することが求められていた。その申合事項としては「選挙は自己の信ずる所によつて投票すること」、「戸別訪問を為し又は受けぬこと」、「選挙運動の自由を妨げないこと」、「棄権しないこと」等々であったが⁽⁴⁾、いずれにせよ部落懇談会は各府県で展開する選挙粛正運動の序盤戦から重要な役割を担っていくことになる。

例えば愛知県では6月12日～15日まで県下4カ所に市町村会を開催して県会議員選挙対策の指示をした。その結果6月24日～30日まで第1回の強調週間を設けることになったが、強調週間はその後第2回、第3回と続けられていくことになる。その際有権者に対する「直接運動」として市町村委員会及び部落懇談会を開いて運動の趣旨徹底が図られることになった。鳥根県では前年の県会議員選挙に続いてこの年の9月上旬に県会議員の補選が予定されていたことから、選挙粛正運動が県民の「非常な注目を引」いていた。そこで各町村では指導者座談会が開かれ、部落ごとに有権者懇談会を開いて「その都度出席者は神前に神聖選挙の実行を宣誓し」て「投票に臨む」こととなった。長野県では市町村の選挙粛正委員会の下に部落選挙粛正委員会が設置され「細胞的の組織網」が張られた。さらに富山県では各市町村の部落ごとに廓清部落懇談会を開き、氏神に参拝し神前で各出席者が「買収、饗応、利益の供与の如き不正行為は……絶対に応ぜらる」ことや「棄権せざること」等の誓約書を作成してそこに署名捺印することとなった。そして山口県では教化団体を総動員して公民教育に関する講習会や座談会を開いて選挙粛正を強調したり、25歳に達し県会議員の選挙に処女投票する青年に対して「一層意義あらしむべき指導」をしたほか、教化団体をして選挙浄化の申合、宣誓式の挙行、選挙粛正に対する監視を行うこととなった⁽⁵⁾。

このように各府県では府県会議員選挙（補選を含む）の開始前から熱気が漲っていたが、いずれの府県でも部落懇談会が選挙粛正運動の実施にあたって重要な役割を担っていたことが分かる。部落懇談会の役割が重視されたことに関して内務官僚の古井喜実は「選挙粛正のような啓発運動を徹底するのにどうも県庁という遠方で号令をかけあつては遠すぎる……町村だけでもまだ大きすぎる、部落というもの、町内会というもの、これを働かせないと、経済更生も選挙粛正も徹底しない、こういうことで、部落や町内会

というものが浮かんで来た」⁽⁶⁾と述べていたが、それは選挙粛正運動の展開にあたり部落、町内会の範囲で開催される懇談会が住民の掌握や意志疎通に効率的な単位であり、「打ち揃って確実な実行に移す役割」を担ういわば「最後の仕上げ」でもあった⁽⁷⁾。

このことからみて部落懇談会は選挙粛正運動の「趣旨徹底の方法として……工夫考案され」⁽⁸⁾たものといえるが、それは国民更生運動下の郷土集落単位の座談会で「膝詰式懇談を以て指導」したり、部落単位で常会を開催するにあたり「膝詰式方法の教化」が求められていたことに共通するところがある。とすれば選挙粛正運動下での部落懇談会は国民更生運動下での部落単位の膝詰式懇談に連動した方法であったともいえよう。ちなみに、選挙粛正の普及宣伝を目的に設立された半官半民的団体の選挙粛正中央連盟（昭和10年6月18日結成。中央報徳会、大日本婦人会等12団体）が「選挙粛正の方法中最も有効なりしもの」を掲げた際、部落懇談会は第1位の警察官の活動（24%）に次いで第2位（19%）であった。また鳥根県や富山県で見られた神前宣誓式は第4位（8%）であった⁽⁹⁾。

ところで、こうした動向は第1次選挙粛正運動後に「今後に於ては……市町村部落に於ける有力者諸氏が率先して粛正運動に邁進するの風を醸成すると共に……市町村内部に強固なる根底を有する自主的運動に転化せしめ部落の改善と相俟って地方改良的方向に移行せしむる必要があろう」⁽¹⁰⁾とする見解を示すに至った。

この見解は地方自治制にとって重要な意味を持っていたといえよう。というのは部落有財産の統一や一村一社標準による神社合祀の推進等明治末期の地方改良運動が展開されて以来、行政町村の機能不全化を招きかねない部落（旧町村）は制度上存在しない単位であり、その名称のみ「大字トシテ之ヲ存スル」⁽¹¹⁾のものであった。とはいえ「市町村の下に更に事実上の存在として部落があり、部落に於て或種類、或範囲の公共的乃至共同的の機能が営まれて居る。之は厳然たる事実であり、」⁽¹²⁾「国の部落に対する政策は、当初に於ては、部落を無視し之を否認し圧迫する方向に向つて居たのであるが、近時に於ては、之を是認し之を活用し善導する方向に向つて来て居る」⁽¹²⁾との指摘がある。

そのことは農村経済更生運動の実施以来部落の存在が農村対策上有効的と再認識され、農事実行組合、養蚕実行組合、負債整理組合等の単位として容認されていたことにかかわっている。その意味からすれば農村経済更生運動下の部落の再認識及び国民更生運動下での部落単位の膝詰式懇談、選挙粛正運動下の部落懇談会の活用は地方改良運動以来の地方自治制の変換を根本から促すものであったといえよう⁽¹³⁾。この点に関しては改めて述べることにしたい。

2 選挙粛正運動開始前の指定教化町村

では指定教化町村は選挙粛正運動にどうかかわったのだろうか。指定教化町村は選挙粛正運動に第一義的に対応すべく設置されたわけではないが、以下に述べるように指定教化町村にとって選挙粛正運動は避けて通れない関門であり、選挙粛正運動下の部落懇談会の役割は指定教化町村下の教化（部落）常会と密接に関連するものであった。そこでその関連に着目しながら開始前の段階について見ておきたい。

先述した選挙粛正中央連盟加盟団体の1つとなる中央教化団体連合会は昭和10年6月12日～13日に第12回の全国大会を開催した。第12回の全国大会の開催状況については既に述べたが、この全国大会で提出された複数の課題のうちの一つが「選挙粛正ノ実ヲ挙ゲルニ適切ナル教化対策如何」であった。それはまさしく目前に迫った選挙粛正運動に連合会としてどのように対応していくのかを検討するものであった。

全国大会での選挙粛正運動に関する議論としては、参加者から各府県に設置された選挙粛正委員会が「先ず範を示して頂く必要がある」との提案のほか、市町村や郷土集落にはそれまで連合会が設置を「勧誘斡旋」した市町村教化網が敷設され、部落には教化常会が出来ており、それらが選挙粛正運動に向けて「本当に活躍すべき時期」にあるため「斯う云ふ機関を通じて奮起努力するように指導す」べきであるとの意見等が見られた⁽¹⁴⁾。そこには明らかに選挙粛正運動を市町村教化網や教化常会の機能発揮の機会と見なす意図が窺われる。

全国大会期間中に大森佳一内務政務次官から「選挙粛正について」の講話があり、最終日には全ての議題に関する決議事項が示された。そのうち「選挙粛正ノ実ヲ挙ゲルニ適切ナル教化対策如何」に関連した決議事項には「方針」と「方策」があり、「方策」は「選挙ニ当面シテ行フ施設」と「常時ニ於ケル施設」に分けられそれぞれ5項目づつが掲げられている。そのうち「選挙ニ当面シテ行フ施設」には「選挙浄化ノ申合せニ宣誓式ノ挙行」や「……趣旨普及ノ為メノ教化大会、協議会、懇談会……ノ開設」等の諸項目が列挙されていたが、宣誓式の挙行や懇談会の開設等は全国大会に平行して各府県で実施された先述の事例でも確認することが出来る（教化大会については後述する）。そのことから諸項目の列挙は各地の事例を反映したものであったともいえる。

一方「常時ニ於ケル施設」には「立憲国民トシテノ政治生活並ニ地方自治公民生活ニ関スル講習会、講演会、座談会等ノ開催、特ニ二十五歳公民教育ノ実施」、「市町村並ニ郷土集落ノ教化常会等ニ於ケル政治的自覚ノ涵養」等の諸項目が列挙されていた。そのうち教化常会の開催は既に連

合会の主要な課題とされていたが、そこではさらに教化常会を利用した「政治的自覚ノ涵養」が唱えられていた。それが選挙権獲得の第一歩となる25歳の「公民教育ノ実施」とともに全国大会の決議事項とされたのである。この決議事項は先述した山口県の事例でも確認出来るが、この後の選挙粛正運動に重要な位置を占めていくことになる⁽¹⁵⁾。

全国大会終了後の7月4日に連合会から昭和9年度の7指定府県の代表者（知事）宛に「教化町村ニ於ケル選挙粛正運動実施ニ関スル件」が指示された。7指定府県とは福島のほか三重、富山、石川、兵庫、岡山、長崎であるが（7県下計36指定教化町村）、その指示には「今次ノ選挙ニ際シテ或ハ之等指定教化町村ニ与ヘラレタル大ナル試練トモ存ゼラレ」ることから「選挙粛正ノ精神ニ背クモノヲ出スコトナキ様此際充分ナル御指導ヲ願」うというものであった。

この指示を受けると各指定県でも間を置かず県下の指定教化町村長宛に指示を発している。例えば岡山県では7月9日に県連合会長（知事）から県下5指定教化町村長宛に府県会議員選挙や衆議院議員選挙が実施されるにあたって「粛正ノ実ヲ挙ゲルヤ否ヤ其ノ実績如何ハ県民注目ノ的ト相成居候ニ付」き、指定教化町村としての「面目ヲ失墜セザル様充分御留意ノ上苟モ選挙違反等ノ不祥事ヲ出サザル様格別ノ御配慮相煩度候」との指示があった。そして7月から8月に開催される村常会、部落常会ではその趣旨を徹底させるとともに、各常会には連合会幹部も出席して「相互提携教化村ノ実績向上ニ努メ度存候」とされていた⁽¹⁶⁾。

また、三重県でも7月18日県連合会長（知事）から「選挙粛正運動ニ関スル件」が県下5指定教化町村長宛に発せられた。そこでは「教化村ニ於テハ特ニ本運動カ其ノ根底ヲ教化ニ置カサルヘカラサルコトニ御留意相成」りとし、さらに秋に実施される府県会議員選挙にあたっては「試練」と受け止め「模範トモ可相成度ノカ施設計画ニ付テハ其ノ都度本会宛御報告相成度」との指示をしていた⁽¹⁷⁾。それは連合会の指示を再確認するものであり、指定教化町村が選挙粛正運動の実施にあたって「模範」となることを認識するものであった。三重県では続いて7月26日に教化町村選挙粛正懇談会が開催された。そこでは7月18日に続き府県会議員選挙に向けて「粛正ノ実ヲ挙ゲルヲ垂レ選挙界多年ノ情弊ヲ打破シ以テ教化指定村ノ名ヲ恥カシメザルコトヲ期ス」との申合せが示された。そしてその実施事項として教化常会を中心に選挙粛正の徹底に期待すること、各種団体が協力して趣旨の徹底を期し理想選挙の実現に邁進すること、隣保団結共同責任として選挙権を冒瀆しないように申合せをすること等々を掲げていた。

このように各府県から指定教化町村に対して選挙粛正運動に関する指示が下されたほかに、各指定教化町村でも府県からの指示を受け止めつつ自発的な選挙粛正運動に関す

る取り決めをしていた。三重県下の5指定教化町村の1つである阿山郡鳥ヶ原村では教化村選挙粛正懇談会の開催よりも前の7月20日に教化村設置第2年度（設置は昭和9年6月11日）の門出を期して記念式を挙行了際選挙粛正講演会を開催した。そこでは県社会教育主事、県嘱等も参加して講演を行ったほか、選挙違反者並びに棄権の絶無を期することにより教化村としての「実績」を示すことが申し合わされた。

また、石川県下の6指定教化町村の1つである珠州郡宝立村でも7月31日宝立村教化指導者協議会を開催した。そこには村長、小学校長、常会長、同役員、社会教育委員等計43名が参集して「教化事業振興ニ関スル件」及び「選挙粛正ニ対シ教化指導者ノ実行方法」に関して協議をした。その結果、前者に関しては「本村ノ教化事業ハ漸ク其緒ニ就キタルヲ以テ常会ヲ一層盛ンナラシメ絶エズ倦ム事ナク努力スルモノトス」を、後者に関しては「各常会ニ於テハ選挙ニ対スル部落民ノ理解ヲ教導スルタメ適当ノ講師ヲ招聘シ又ハ警察官ノ臨席ヲ請ヒテ其心得及罰則等ヲ聴講セシムルコト」及び「各常会ニ於テ左ノ申合セヲ為スコト」をそれぞれ決議した。後者の「各常会ニ於テ……」の「左ノ申合セ」には選挙の際は他人の請託依頼に動かされず自己の所信に基づいて投票すること、買収響応等の申し出には絶対に応じないこと、買収響応その他不正な運動に対しては断じて関係ないこと等が並記されていた。

さらに兵庫県下の5指定教化町村の1つである加古郡八幡村でも選挙粛正方策協議のため7月21日に八幡村教化団体連合会幹部協議会が開催されていた。そこで様々な打合せを行ったところ8月15日に村民大会を開催して祈願宣誓式を挙行することに決定した。また21日の同幹部協議会では村長、小学校長等から選挙粛正運動に関する講話があったが、続く22日にも婦人会、青年団の幹部会があり、24日には男子青年団幹部並びに青年学校生徒懇談会並びに各部落常会での選挙粛正等が申合わされた⁽¹⁸⁾。

福島県の相馬郡太田村では選挙粛正委員会を設置して選挙粛正に必要な事項の検討を行った。そして8月1日に委員長である村長から太田村懇談会及び各部落で懇談会を開催した場合選挙粛正委員会の決定事項を村民に周知することを申合わされた⁽¹⁹⁾。

以上のような動向から各指定教化町村では既に選挙戦に突入した観があるが、いずれも指定教化町村なるが故に選挙粛正運動に対しては「模範」となることや「実績」を示すことが求められていたといえよう。

3 府県会議員選挙と指定教化町村

前哨戦が始まっていたとはいえ、昭和10年の9月から10月にかけて実施された府県会議員選挙は選挙粛正運動の

正念場であった。府県会議員選挙の実施にあたって指定教化町村はどのように対応したのであろうか。

連合会の機関紙『教化運動』は昭和11年1月から「教化町村に於ける選挙粛正風景」を連載した（ただし2回目までで3回目以降は都合により中止となる）。指定教化町村における選挙粛正運動の「成績は各方面の注目する所」であり「機会ある毎に質問を受け又本会宛に問合せられたる度数も僅少ではなかった」（同紙1月1日号）とあることから、本欄の設置にはそれに応えるものであったと思われる。

その第1回は「三重県の巻」であった（同紙1月1日号）。三重県は既述したように昭和9年度指定県の1つで県下に5つの指定教化町村が設置されていたが、そこには5町村全てからの報告が寄せられていた。そのうち阿山郡鳥ヶ原村については既述部分と重複するところがあるので略すとして、一志郡豊地村では選挙粛正実行委員会を作り委員長1名、委員30名を任命したが、各委員はそれぞれ各部落で開催される教化常会に出席して選挙粛正に関する講演会等を行った。さらに志摩郡桃取村でも選挙粛正運動実行委員会が組織され、講演会や懇談会の開催及び部落常会での申合せの徹底が確認された。その結果違反もなく「相当の成績を収め得たるものと認めらる」とのことであった⁽²⁰⁾。

第2回は「岡山県の巻」と「兵庫県下の巻」の同時掲載であった（同紙1月21日号）。岡山県でも5指定教化町村の全部から報告が寄せられていた。そのうち御津郡宇西村の場合は部落常会を開催して村民に選挙粛正運動の意義を徹底させるとともに、選挙当日村内ではすべての行事を休んで「選挙権を行使」させたところ、違反行為もなく「良好なる成績を収め得た」とあった。また赤磐郡高陽村では県社会教育課長、瀬戸警察署の署長を講師として選挙粛正講演会及び懇談会が開催された。そこには村振興委員、役場吏員、学校職員等183名が出席した。そして選挙期間中に村長、小学校長、村助役、駐在所巡査等が列席し成人男子の全員も出席して部落懇談会が開催されたが、その回数は18回にも及んだ。さらに有権者全員の記名捺印をした誓約書を農家組合ごとに作製し、粛正運動に反することのないように相互に戒め合わせた。その結果投票率も極めて高く無効投票が皆無という好成績を収めた。

久米郡稲岡南村では村レベルの選挙粛正懇談会を開催した。選挙粛正懇談会には村会議員、学校職員、区長、農区長、神職僧侶、各種団体の幹部等100名が集まり、県学務部長、警察署長からの講演のほか、参加者による選挙粛正に関する懇談が行われてから選挙粛正の宣言を決議した。また稲岡南村内の各部落でも部落懇談会や既設の教化（部落）常会を開催したが、いずれも選挙粛正に関する標語を懇談会場に掲げたり選挙粛正中央連盟作成の粛正講演レコードを村民に聞かせて趣旨の徹底を図っていた。なお高陽村や稲岡南村ではいずれも選挙粛正運動に警察官が絡ん

だ「肅正風景」が見られた。先に選挙肅正運動の「方法中最も有効なりしもの」の第1位に挙げられたのが警察官の活動であったが、この「肅正風景」はそれを裏付けるものであったといえよう。

兵庫県でも5指定教化町村の全てから報告が寄せられていた。そのうち美嚮郡上淡河村では村民大会や部落懇談会を開催して選挙肅正の励行方法を協議した。その結果棄権防止のポスター、選挙肅正に関する印刷物を各戸に配布又は村内の掲示板に貼ること。さらに小学児童の習字、作文、唱歌等を通して村民に「公正なる選挙観念の普及徹底」を図るなどした。そして選挙当日には各戸ごとに国旗の掲揚を行い、寺院では鐘を梵き部落常会に用いる太鼓で「実行を促した」ところ、村民は「各自肅正運動本来の意義を悟り進んでこの運動の中に融合し一体となって我が立憲自治発達の次の段階に躍進するの機運を招来し」て「政治教育に関する自覚を深め真の理想選挙が実施され大いに好成績を取めた」とのことであった。

また津名郡塩田村では村長、校長、教化委員、村議、区長、各団体長等を委員とする塩田村選挙肅正委員会を設置して部落懇談会、立会演説会等を実施した。その結果「大体良好なる成績を取め得た」が、そのうち部落懇談会では神仏に誓って正しい選挙をすること、教化村として棄権は絶対にしないこと等が「徹底的に守られた」ところ、選挙違反行為はなかったといわれている。さらに加古郡八幡村では開始前の8月15日に村民大会を開催することまでは述べたが、その後八幡村懇談会が開催され社会教育委員、村会議員、大字総代、各種教化団体の正副団長、学校長等「指導的立場」にある人々が出席した。その懇談会では村長から選挙肅正運動の趣旨並びに県の実施計画に関する説明があった。そして部落懇談会でも各戸から一人以上出席して選挙肅正運動の趣旨説明を受けることとなった。その結果「従来往々選挙違反者を出した本村も今回は違反者一名もなく一割五分の棄権率に止まり先ず良成績を取め得たものと信じて居る」との総評が見られた⁽²¹⁾。

以上の報告から三重県、岡山県、兵庫県のいずれの指定教化町村でも選挙肅正運動はかなりの「実績」を示したように伝えられているが、指定教化町村の対応が運動の「模範」とならねばならないため、報告には「実績」を誇示せざるを得ない部分があることを差し引いておく必要があるといえよう。

ところで先述した部落懇談会と教化(部落)常会との関連であるが、これまで見た幾つかの指定教化町村ではそれらが相互に関連しつつ活動している事例を確認することが出来た。その関係について松井茂は「町村の組成分子たる字内に於て部落教化常会なるものを設け之を盛んにし、部落懇談会等の方法によつて徹底的に選挙肅正の教化的根底を完成すること」と述べている⁽²²⁾。この場合部落常会が

組織形態であるのに対して部落懇談会はその手段とも位置付けられるが、同時に部落懇談会の開催にあたり「最も効果の挙がりしは……特定の目的にのみ集合する」⁽²³⁾のが部落常会という相関関係にもあった。

4 第2次選挙肅正運動と部落懇談会

選挙肅正運動は昭和10年に府県会議員選挙を終えると、翌11年2月には衆議院議員選挙に突入することになるが、第2次選挙肅正運動に向けて連合会は総括をした。連合会の選挙肅正運動に対する基本方針は第12回の全国大会で決定した通りであるが、改めて総括を必要としたのは衆議院議員選挙を迎えるにあたり第1次選挙肅正運動の経験を踏まえ基本方針の「徹底を期す」ためであった。その総括として「選挙肅正運動に関する件」と題する指示を道府県の教化団体連合会の代表に対して発した。

それと平行して連合会は第1次選挙肅正運動以来道府県別に教化大会の開催を促進していたが、開催した府県は既に20有余に及んでいた。教化大会の開催については全国大会の決議事項の中の「選挙ニ当面シテ行フ施設」の1つとして掲げられていたものであるが、この頃選挙肅正運動に関する「地方教化戦線は漸次白熱を加え来たつている」状況にあったといわれていた。

では「選挙肅正運動に関する件」ではどのような指示が下されていたのであろうか。それによれば年明けの2月に衆議院議員選挙が「差迫候折柄」選挙肅正運動は「一段ノ強化ヲ必要ト可致」時にあるため、官民各方面で行われている同様の運動とも緊密な錬成と協力を強める必要があるとしていた。そして第12回の全国大会で掲げられた「各種方策の中」から今回は特に部落常会の設定と25歳公民教育の普及に全力を注ぐとの指示が見られた。それらはいずれも全国大会の決議事項のうち「常時ニ於ケル施設」に含まれていた項目であることはいうまでもない。

その指示が下されるに至った経緯についてはその「解説」に明らかである。それによれば選挙肅正運動の実施にあたって部落懇談会は最も効果的な施設(手段とか方法の意味)として各方面でも認識されることになったが、それは連合会がこれまで提唱してきた教化常会の「必要性ヲ明確ニ立証スルモノニ外ナラ」ず、それ故に第2次選挙肅正運動を機に「常設的教化機関」としての教化常会の組織をさらに「整備徹底セシムル」というものであった。そこには選挙肅正運動下で全国的に展開した部落懇談会と相互に連携しつつ、まだ殆んど静岡県の土方村や庵原村杉山での実践や指定教化町村の範囲に限られていた教化常会を全国的な規模で普及、発展させていく意図が窺われる。その意図は選挙肅正運動を教化常会の機能発揮の機会と見なした先の全国大会での論議に共通するものであった。また25

歳公民教育については「既ニ着々実施ヲ見ツツアルモ、更ニ一層コレヲ徹底シ、今回初投票ヲ行使スベキ二十五歳ナシ二十九歳迄ノ有権者ニ対スル教養訓練ニ遺憾ナキヲ期シ度」と説かれていたが、これもこれまでの各地の事例を踏まえての再認識であるといえよう⁽²⁴⁾。

ところで第2次選挙粛正運動に向けて選挙粛正中央連盟は「一層有効なる第二次選挙粛正の大運動を全国に巻き起こすため、根本方針を決定し、既に萌芽を見た本運動の機運を助長して選挙の宿弊を除かんと企画している」と述べて主な運動方法を列挙した。そこには中央で行うべき事項と道府県に対する要望に分けられており、前者には地方大講演会並びに座談会の開催、部落懇談会の指導促進、リーフレットの刊行等、後者には部落懇談会の徹底、指導者講習会の開催、25歳公民教育の徹底、民間団体の動員等が掲げられていたが⁽²⁵⁾、いずれにせよ部落懇談会はその後も引き続き重要な役割を担っていくことが確認出来る。

そのことは各地の動向にも現れていた。例えば三重県では衆議院議員選挙を目標とする選挙粛正運動を進めるにあたり、部落懇談会を開催して棄権防止と粛正趣旨の徹底を期することを取り決めた。その中心的な指導者には小学校教員や青年学校長が担うこととなり、県内の4カ所で地方別の打合会を開いて指導上の諸事項を確認することとなった⁽²⁶⁾。

鳥取県では衆議院議員選挙に向けて「再び大運動を起こすことになり、第2回選挙粛正委員会を招集して具体的な運動案を検討することになった。その結果、選挙粛正工作の第一線に立つ幹部の養成と部落中心主義に邁進することを基本的な方針とした。そして市町村単位に粛正協議会を開いて実施事項を決定すること、その実施事項をさらに部落単位に移すべく部落協議会及び部落懇談会を開催することとした。このようにして第1次選挙粛正運動以上の効果を狙ったのである⁽²⁷⁾。

山口県では山口市選挙粛正委員会が昭和11年の1月16日に開催された。そこでは選挙粛正運動の基礎を部落懇談会に置くことは第1次の際と同様であるが、第2次では30戸から50戸くらいを目標とした各部落単位の自主的運動とすることを取り決めた⁽²⁸⁾。また愛知県では1月6日から第1回の選挙粛正強調週間を開催した。そこでは県の全機関を挙げて街頭宣伝を行ったほか、1月11日には全県下で選挙粛正部落懇談会を開いた。さらに選挙粛正委員が中心となり衆議院議員選挙の違反者と棄権者の絶無を期すべく、愛知県地方課編『選挙粛正読本』を2万部印刷して県下各市町村に配布した。その執筆者には斎藤実連合会会長、後藤内相、松井その他の「権威者」をはじめ、愛知県知事、県総務部長等が名を連ねていた。このほか10日には県下市町村にわたって粛正方針の確立を期する市町村長会議を開催した。そこには230名に及ぶ関係者が出席したが、具

体的方針として部落懇談会や市町村委員並びに懇談会の開催が見られた⁽²⁹⁾。

これらの事例に見られるように第2次選挙粛正運動への対応も第1次選挙粛正運動と同様に各府県で部落懇談会を中心に組み立てられていることはいうまでもない。教化(部落)常会の動向は前回の選挙粛正運動ほど顕著には見られないが、それは報告に現れなかった範囲の誤差と考えてよいであろう。

- (1) 前史に関しては拙稿「中央教化団体連合会にみる既成政党への対応」(『東北福祉大学紀要』8巻1号所収 昭和59年)を参照のこと。
- (2) 指定教化町村は聖旨奉体指定教化町村として昭和9年度に7県、昭和10年度に12県、昭和11年度に9府県と拡大していくが、この経緯については別稿を用意する。
- (3) 「澎湃たる選挙粛正運動」(『地方行政』昭和10年8月号所収)及び「後藤内務大臣訓示要旨」昭和10年5月4日(『内務省史』第4巻 昭和35年 p496～p500)。
- (4) 堀部千尋「選挙粛正運動に就て」(『地方行政』昭和10年8月号所収)
- (5) 前掲「澎湃たる選挙粛正運動」
- (6) 内政史研究会編『古井喜実氏談話速記録』第3回 p14～p15(日付不明)
- (7) 松原一彦編『選挙粛正部落懇談会の開き方』(選挙粛正中央連盟 昭和10年) p 4
- (8) 児山忠一「部落会及町内会の整備充実」(『地方行政』昭和14年10月号所収)
- (9) 池田前掲書p201。なお赤木須留喜「選挙粛正運動—公民細胞=実践網の形成過程」(溪内譲他著『現代行政と官僚制』下巻所収 東大出版会 昭和49年)によれば、以下5が粛正委員の活動、6月官民一致の協力、7月ポスター及びビラの利用等計13項目に及んでいる(p236)。
- (10) 堀部千尋「今次の選挙粛正運動を顧みて」(『地方行政』昭和10年11月号所収) p44
- (11) 吉岡恵一「部落—町村制改正の一資料」(『斯民』昭和13年11月号所収)
- (12) 古井喜実「発程せられた新自治政策」(『斯民』昭和11年7月号所収)
- (13) このように理解した場合、前掲「今次の選挙粛正運動を顧みて」で引用されている「地方改良的方向」とは地方制度の実情に照らした改良という意味に解釈すべきであり、所謂地方改良運動下の施策という意味ではない。というよりもむしろ地方改良運動とは逆の施策を意味していることになる。

部落会、町内会と教化常会

- (14) 『教化運動』 35・7・1 「国民精神の振作と選挙肅正の方策等協議」
- (15) 『教化運動』 35・7・1 「答申と決議」
- (16) 『教化運動』 35・7・21 「教化町村の選挙肅正運動」
- (17) 『教化運動』 35・8・1 「三重県下の選挙肅正運動」
- (18) 『教化運動』 35・8・11 「教化町村運動」
- (19) 『教化運動』 35・8・21 「委員を任命して太田村肅正陣成る」
- (20) 『教化運動』 36・1・1 「教化町村に於ける選挙肅正風景 その一」
- (21) 『教化運動』 36・1・21 「教化町村に於ける選挙肅正風景 その二」
- (22) 松井茂「地方選挙と肅正運動」(『斯民』昭和10年11月号所収)
- (23) 前掲「部落会及町内会の整備充実」
- (24) 『教化運動』 36・1・1 「本会の第二次選挙運動」
- (25) 『教化運動』 35・11・11 「選挙肅正中央連盟第二次大運動へ」
- (26) 『教化運動』 35・11・21 「選挙肅正部落懇談会」
- (27) 『教化運動』 35・21・11 「部落中心主義に邁進する鳥取県」
- (28) 山口市に部落懇談会が設置されているが、そのことに関連して愛知県総務部編『部落会町内会等の組織・運営』(昭和16年)には「市にも村落ありて部落会を置く場合があり得る、此の点は専ら実情に従つて区分せられる」(p 8)との指摘が見られるように、部落懇談会が市部に設置される場合もあり得ることが記されている。
- (29) 『教化運動』 36・2・1 「選挙 全国情報」

Summary

This article attempts to prove the historical relationship between the circle of towns, villages and the general meeting. I attempt to prove that this relationship existed especially previous to the national movement.